

## 水量別従量料金一覧表(1か月につき)

(税抜き)

水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
1	67 円	13	1,195 円	25	3,845 円	37	7,265 円	49	11,540 円	61	16,100 円	85	25,220 円	501 以上	1m <sup>3</sup> につき 514円 を加えて ください
2	134	14	1,370	26	4,130	38	7,550	50	11,920	62	16,480	90	27,120		
3	201	15	1,545	27	4,415	39	7,835	51	12,300	63	16,860	100	30,920		
4	268	16	1,720	28	4,700	40	8,120	52	12,680	64	17,240	150	54,470		
5	335	17	1,895	29	4,985	41	8,500	53	13,060	65	17,620	200	78,020		
6	402	18	2,070	30	5,270	42	8,880	54	13,440	66	18,000	250	101,570		
7	469	19	2,245	31	5,555	43	9,260	55	13,820	67	18,380	300	125,120		
8	536	20	2,420	32	5,840	44	9,640	56	14,200	68	18,760	350	148,670		
9	603	21	2,705	33	6,125	45	10,020	57	14,580	69	19,140	400	172,220		
10	670	22	2,990	34	6,410	46	10,400	58	14,960	70	19,520	450	195,770		
11	845	23	3,275	35	6,695	47	10,780	59	15,340	75	21,420	500	219,320		
12	1,020	24	3,560	36	6,980	48	11,160	60	15,720	80	23,320				

### 【参考】算出方法

- 1 ~ 10 m<sup>3</sup>: 67 円 × 水量  
 11 ~ 20 m<sup>3</sup>: (67 円 × 10 m<sup>3</sup>) + (175 円 × (水量 - 10 m<sup>3</sup>))  
 21 ~ 40 m<sup>3</sup>: (67 円 × 10 m<sup>3</sup>) + (175 円 × 10 m<sup>3</sup>) + (285 円 × (水量 - 20 m<sup>3</sup>))  
 41 ~ 100 m<sup>3</sup>: (67 円 × 10 m<sup>3</sup>) + (175 円 × 10 m<sup>3</sup>) + (285 円 × 20 m<sup>3</sup>) + (380 円 × (水量 - 40 m<sup>3</sup>))  
 101 ~ 500 m<sup>3</sup>: (67 円 × 10 m<sup>3</sup>) + (175 円 × 10 m<sup>3</sup>) + (285 円 × 20 m<sup>3</sup>) + (380 円 × 60 m<sup>3</sup>) + (471 円 × (水量 - 100 m<sup>3</sup>))  
 501 m<sup>3</sup> ~ : (67 円 × 10 m<sup>3</sup>) + (175 円 × 10 m<sup>3</sup>) + (285 円 × 20 m<sup>3</sup>) + (380 円 × 60 m<sup>3</sup>) + (471 円 × 400 m<sup>3</sup>) + (514 円 × (水量 - 500 m<sup>3</sup>))

※上記料金早見表は一般用(専用栓)扱いです。

## 水道料金のお支払い方法

水道料金のお支払いには、次の四つの方法があります。

### ① 口座振替による方法

お客様の貯金・預金口座から2か月に一度(検針翌月の16日)に、自動的に支払われる方法です。

お支払い当日の貯金・預金残高が不足していると引き落としができません。貯金・預金残高には気をつけましょう。

### ② 納付書等による方法

郵送された納付書等を最寄りの金融機関、コンビニエンスストア又はスマホ決済サービス(Pay B・PayPay・auPAY 請求書払い)でお支払いいただく方法です。

※スマホ決済サービスでお支払いの場合、領収書は交付されません。

※ATMでのお支払いはできません。

### ③ マイポータル画面からのお支払い方法

詳細はホームページをご確認ください。(2ページ参照)

### ④ クレジットカード払いによる方法

詳細は10ページをご確認ください

### 転居等にもなう料金精算

お客様が、転居等により水道の使用を中止する場合は、担当者が転居日(中止日)以降に量水器の検針に伺い、転居日(中止日)までの料金を計算します。転居先へ納入通知書を郵送しますので、転居等による使用中止のお届けの際は、必ず転居先をお知らせください。また、現在口座振替、マイポータル画面からのお支払いもしくはクレジットカードをご利用中のお客様につきましては、同様の方法にてお支払いが可能です。

なお、検針及び料金精算は、民間の会社に委託しております。担当者は、左胸に受託会社の名札をつけ身分証明書を持っています。

### 領収証

お支払いの証明となります。領収証は大切に保管しておきましょう。

### 水道料金に関するお問い合わせの際は

領収証に書いてある「お客様番号」をお知らせください。

# 水道料金のお支払いは便利なキャッシュレス決済で

## 【口座振替】

口座振替のお申し込みをしていただきますと、金融機関がおお客様にかわって自動的に水道料金を企業局へ払い込んでくれる、とても便利な制度です。

### 口座振替のお申し込みは簡単です

#### ① お申し込みは Web 口座振替受付サービスで(金融機関を変更することもできます。)

- お申し込みには、お客様番号、口座に関する情報、メールアドレスが必要です。以下のウェブサイトからお申し込みください。

※お客様番号は「使用水量のお知らせ」または「水道料金等納入通知書」に記載されています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/ryoukin/kouza-furikae.html>

※お客様専用 WEB ページ【マイポータル】(2 ページ参照)からのお申し込みも可能です。

(千葉県HP)



#### ② 紙でのお申し込みについて※以下のいずれかの方法で申し込むことができます。

- 最近お支払いいただいた水道料金の領収証と印鑑(金融機関との取引印)を、お客様の貯金・預金口座のある金融機関へご持参ください。一部対応していない店舗もございますので、あらかじめ各金融機関にご確認をお願いいたします。
- 県水お客様センターにお電話いただければ、「水道料金等口座振替依頼書」を郵送いたします。また企業局ホームページからダウンロードすることも可能です。必要事項を記入しご返送ください。

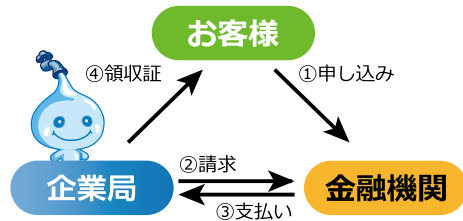
### 口座振替の継続利用もできます

県営水道料金のお支払いを口座振替にしているお客様が、給水区域(11市)に引越しをされる場合、新たに口座振替の申し込み手続きをされなくても同じ口座を継続して利用できます。

### 口座振替取り扱い金融機関

右に記載してある金融機関の本支店及び全国の郵便局

「口座振替済みのお知らせ」は、検針時に「使用水量のお知らせ」に添付し、お客様に直接お届けいたしますので、これによりお支払い情報を確認できます。



銀行	みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、埼玉りそな、PayPay、楽天**2、イオン、群馬、常陽、筑波、千葉、千葉興業、きらぼし、三菱UFJ信託*1、みずほ信託*1、SMBC信託*1、京葉、東日本*1、東京スター、ゆうちょ(郵便局)、auじぶん、住信SBIネット*2
信用金庫	千葉、銚子、東京ベイ、館山、佐原、朝日、東京シティ、東京東、東栄、亀有、小松川、城北
信用組合	銚子商工*1、君津*1、ハナ*1、横浜幸銀*1
労働金庫	中央労働金庫
農協	市原市*1、千葉みらい*1、市川市*1、とうかつ中央*1、ちば東葛*1、成田市*1、西印旛*1
漁協	東日本信用漁業協同組合連合会*1

(令和8年1月7日現在)

\*1 Web口座振替受付サービスでの申し込みは不可  
\*2 Web口座振替受付サービスでの申し込みが可能